

業務仕様書

1. 業務名

『ゴルゴ 13×堺市』さいとう・たかを劇画の世界」イベント開催業務

2. 業務の目的

本業務は、堺名誉大使を務めていた劇画家の故さいとう・たかを氏の『ゴルゴ 13』をはじめとした作品とのコラボレーションイベントを実施することで、堺市の魅力発信と誘客を図ることを目的とする。また、認知度が高い『ゴルゴ 13』を 20 代から 40 代の流行に敏感な人向けに魅力的に落とし込むことで、市の新たな誘客コンテンツとして打ち出すものとする。なお、国内だけでなく、インバウンドを含めた幅広い層にさいとう・たかを氏の故郷堺の魅力を定着させることをめざす。

3. 履行場所

本実行委員会が指定する場所

4. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

受注者は以下の通り業務を行うものとする。なお、各業務の詳細については、株式会社さいとう・プロダクション及び本実行委員会との協議の上で決定する。また、各業務における全ての制作物は、本実行委員会を通じて、株式会社さいとう・プロダクションの監修を受けるものとする。

1) 展示

- ・展示会場：堺市役所高層館 21 階展望ロビー（別紙参照）
- ・展示開始：令和 7 年 9 月（前後する場合あり）

① 展示物の撤去

- ・イベント開始にあたって現在設置している常設展示の撤去を行うこと
- ・イベント終了後は本実行委員会の指示に従って展示を撤去すること

② 展示物の制作・設置

- ・「さいとう・たかを劇画の世界」5 年目の集大成として「軌跡」をテーマに、以下の 3 つのエリアに基づき、展示内容を構成すること
 - ▶ 「はじまり」：さいとう・たかを氏の堺での原体験の紹介 等
 - ▶ 「現在地」：さいとう・たかを氏が生み出した劇画作品の紹介 等
 - ▶ 「未来」：さいとう・たかを氏が思い描いていた未来 等
- ・複製原画の展示
- ・年代別『ゴルゴ 13』のイラストと名言が記載された「アクリルスタンド」「缶バッジ」の

デザイン・制作

※アクリルスタンド・缶バッジへのさいとう・たかを作品の使用については、受注者が別途ライセンス契約を締結の上、使用料等を支払うこと。なお売上金は、全て受注者のものとする。

※アクリルスタンド・缶バッジはカプセルトイ方式（100円硬貨対応）での販売とし、カプセルトイの機器は鍵付きのもので盗難防止策を講じること。

- ・展示来場者に無料で配布するパンフレットのデザイン・制作

※パンフレットの部数は500部以内で、本実行委員会と協議の上決定する。

- ・本実行委員会が別途実施する、来場者が体験できるARフォトスポット等デジタルを活用した展示のディレクション及びデザイン制作

- ・その他、受注者からの提案物を制作

※デザインは本事業のロゴ（メインビジュアル）（別紙参照）と統一感のあるものとし、展示内容はさいとう・たかを作品の特長を理解した上で、作品の世界観に沿って制作すること。

③ 展示物の破損等の修復

新規展示物又は既存展示物、案内表示板に破損等（傷、破れ、剥がれ、皺、汚れ、色あせ）が生じた場合は、速やかに修復を行うこと。なお、一部分の修復では展示物の品質に疑義が生じる場合は、展示物全体の修復を行うこと。

2) サテライト展示

各展示会場で展示物や複製原画の制作・設置を行う

また、堺市役所21階展望ロビーで実施している展示との相互来場を促す仕掛けを行うこと

- ・展示会場：さかい利晶の杜、西区役所、堺市総合防災センター

- ・展示開始：令和7年9月（前後する場合あり）

① 各会場の展示テーマ

- ・さかい利晶の杜：さいとう・たかを氏が描かれた時代劇劇画の展示等

- ・西区役所：さいとう・たかを氏のふるさとである西区との関係性を紹介する展示等

- ・堺市総合防災センター：『サバイバル』の世界観を反映した『サバイバル』×防災の展示等

※各会場で、複製原画4枚程度を想定

② 展示パネル本体

- ・サイズ：幅約900mm × 高さ約1800mm 程度を各会場3セット想定

- ・素材：屋外展示にも対応可能なロール型生地を使用すること

（例）ターポリン（防災・UVカット対応）、PETフィルム系クロス等

- ・加工：四辺にハトメ加工、または上下に棒通し加工を施し、パネル躯体に固定できる仕様とする

- ・印刷方式：フルカラー、耐候性・耐水性に優れた印刷方式を用いること

③ パネル躯体（フレーム）

- ・構造：展示パネルを貼付・掲示する自立式パネルとする

- ・材質：簡易木造または木質系パネル材（MDF、合板等）を想定
- ・搬送：現地での設置・撤収が可能な構造とする
- ・数量：展示パネル（3 セット想定）及び複製原画を貼付・掲示可能な数を用意
- ・デザイン：安定性と視認性を考慮し、背面から支えが可能な構造とすること。

3) 特設 web サイトとの連携イベントの提案

本実行委員会が別途制作する特設 web サイトと連携させた相乗効果を生み出す事業を提案すること。

4) 謎解き周遊イベントのディレクション等

本実行委員会等が別途実施する謎解き周遊イベントのディレクション及び謎解きツールのデザイン制作を行うこと。なお、謎解きツールの印刷は本実行委員会等で行うものとする。

5) 広報・周知の実施

- ①イベント全体でのべ約 60,000 人以上の来場を見込むよう SNS 広告などの各種媒体を活用し、効果的な発信を行うこと。
- ②イベントを周知するためのチラシ・ポスター・15 秒広報動画を制作し、チラシ・ポスターについては ai、jpg 及び pdf、動画については mp4 及び mov 形式で DVD-R に格納し、納品時期は本実行委員会と協議の上決定する。なお、チラシ・ポスターの印刷は本実行委員会で行うものとする。

6) 実施報告

- ・記録映像及び記録写真の撮影を行い、データを提出すること。
 - ・実施報告書を作成すること。
- ※内容については、本実行委員会と協議の上作成するものとする。

7) その他

- ・展示会場等のパース図を提出すること。
- ※提出時期は本実行委員会と協議の上決定するものとする。
- ・業務内容については、実施の可否を含め変更することがある。

6. 業務管理

1) 業務実施計画

契約締結後、受注者は、特設 web サイト制作会社と本実行委員会との 3 者、及び謎解き制作関係者と本実行委員会との 3 者で会議を実施し、業務実施計画書を作成すること。なお、3 者会議は契約後、月 2 回程度実施するものとする。（2 回目以降は web 会議での実施を想定。）

2) 体制

- ・本業務に業務責任者を置くこと。業務責任者は、委託契約期間中は原則同一人物とし、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努めること。
- ・業務責任者及び業務従事者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者であること。

と。

- ・本業務の従事者を記載した業務従事者届及び実施体制図を作成し、本実行委員会の承認を得ること。

3) 進捗管理

- ・本実行委員会から要請があった場合又は受注者が必要であると判断した場合、進捗報告及び打ち合わせを実施すること。
- ・開発工程で問題や課題が発生した場合は、問題・課題について情報共有を行うこと。

7. その他留意事項

- 1) 業務の進行にあたっては、常に本実行委員会職員と協議しその指示に従うこと。
- 2) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、本実行委員会の取り扱いによるものとする。
- 3) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本実行委員会と協議の上で解決すること。
- 4) 受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- 5) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩しないこと。
- 6) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 7) 受注者は、業務の施行に必要な許可申請等に関する事務を遅延なく行うこと。
- 8) 受注者が本実行委員会の指示に従わないとき、また、受注者に不正又は不都合な行為があるときは、委託の中止を命じることがある。
- 9) その他、この仕様書の定めのない事項については、本実行委員会と協議のうえ決定する。

8. 暴力団等の排除

1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本実行委員会は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本実行委員会の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは

受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。

② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本実行委員会へ提出しなければならない。

③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4) 不当介入に対する措置

① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本実行委員会に報告し、警察に届け出なければならない。

② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本実行委員会に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③ 本実行委員会は、受注者が本実行委員会に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④ 本実行委員会は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1. メインビジュアル



2. 展示会場見取り図

